

福岡県公報

平成十九年二月二十一日
第二千六百四十四号
増刊 ①

目次

訓 令(第二号)

○福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令 (企画調整課) ……………一

訓 令

福岡県訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年二月二十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程(昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡地方行政連絡会議の項中「糟屋郡、宗像郡」を「福津市、糟屋郡」に改め、同表甘木地方行政連絡会議の項を次のように改める。

朝倉地方行政連絡会議	朝倉市	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡及び三井郡に所在する出先機関の長
------------	-----	---------------------------------------

別表第一飯塚地方行政連絡会議の項中「山田市」を「宮若市、嘉麻市」に改め、同表筑後地方行政連絡会議の項中「三瀧郡、山門郡、八女郡及び三池郡」を「みやま市、三瀧郡及び八女郡」に改める。

別表第二甘木地方行政連絡会議の項を次のように改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

朝倉地方行政連絡会議

朝倉農林事務所

久留米保健福祉環境事務所

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
九州チユーエツ株会社
福岡市博多区東比恵二丁目九番一號

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)